

滋賀県介護サービス事業者協議会連合会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は滋賀県介護サービス事業者協議会連合会と称する。

(事務局)

第2条 この会は事務局を滋賀県草津市笠山七丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター 滋賀県社会福祉協議会内に置く。ただし、特に必要がある場合は他に置くことができる。

(目的)

第3条 この会は、介護サービスに関する各種の情報を共有し、地域別に組織された協議会（以下「地域協議会」と言う）の連携及び交流を図り、介護サービス事業運営の課題解決に努めるとともに、利用者の立場に立ち地域の発展に寄与することを目的とする。

第二章 事 業

(方針)

第4条 この会の事業を推進する上での方針は、次のとおりとする。

- (1) この会と目的を同じくする他の団体及び機関の活動に協力する。
- (2) 特定の思想信条にかたよることなく、自主的な活動をはかる。
- (3) その他必要と認める活動をする。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 介護サービス事業の運営に関して国・県・各関係団体への要望活動及び提言すること。
- (2) 介護保険制度運用における地域間格差の調査・是正に関すること。
- (3) 委託事業等の開催における地域協議会との連絡・調整に関すること。
- (4) 介護事業のイメージアップと人材確保に関すること。
- (5) 介護サービス事業等に関わる調査・研究及び広報活動に関すること。
- (6) 事業運営に必要な情報収集と情報提供に関すること。
- (7) 介護保険制度の普及啓蒙に関すること。
- (8) 関係団体との連携及び調整に関すること。
- (9) 上記に掲げる事業の他、目的を達成するために必要なこと。

第三章 組織と運営

(組織)

第6条 この会は、次の地域協議会をもって構成する。

- (1) 大津市介護サービス事業者協議会
- (2) 滋賀県南部介護サービス事業者協議会
- (3) 湖南市介護保険事業者協議会
- (4) 甲賀市介護サービス事業者協議会
- (5) 東近江介護サービス事業者協議会
- (6) 一般社団法人 彦根愛知犬上介護保険事業者協議会
- (7) 湖北地域介護サービス事業者協議会
- (8) 高島市介護サービス事業者協議会

(会員)

第7条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 会員 滋賀県内の介護事業者で、地域協議会に加入している事業所
- (2) 準会員 滋賀県内で活動し、役員会において加入を認めた各種団体及び機関

(運営の基本)

第8条 この会は、組織運営にあたっては、構成組織の自主性尊重、相互信頼を基盤とし、民主的運営を行う。

第四章 役 員

(役員及び資格要件)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名～3名
 - (3) 理事 20名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 会長、副会長は理事において互選する。
- 3 会長は副会長を経験した者とする。
- 4 理事は、各地域協議会会长及び各地域協議会より推薦された者をもってあてる。
- 5 監事は役員会において選任する。監事は理事との兼務はできない。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任を妨げない。ただし、会長の通算期間は4年を限度とする。

(役員の任務)

第11条 会長は会務を総括し、この会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを代理する。

3 理事は、各地域協議会を代表し、この会の重要事項を審議決定するとともに、会の運営にあたる。また、この会と各地域協議会活動の円滑な推進のため、諸活動推進についての連絡及び調整を行う。

4 監事は、会計を監査し、役員会に報告する。

第五章 顧問

(顧問)

第12条 この会に顧問を置くことができる。

第六章 役員会

(役員会)

第13条 役員会は会長が必要に応じて召集する。

2 役員会の議長は会長、若しくは会長が指名した者があたる。

3 役員会は、会長、副会長、理事、監事で構成する。

(役員会の定足数)

第14条 役員会は、理事の半数以上をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(役員会の議決事項)

第15条 役員会は、第3条に規定する目的、第4条に規定する方針及び第5条に規定する事業内容の趣旨に沿ってこの会の活動内容を企画し、必要な調整等を行う。

第七章 委員会

(専門委員会)

第16条 この会に、業務遂行の必要に応じて、専門委員会を設けることができる。専門委員会の構成、運営その他必要な事項については、役員会が定める。

(専門部会)

第17条 介護サービス事業に関する調査・研究を専門的に進めるため、専門部会を置くことができる。専門部会の構成、運営その他必要な事項については、役員会が定める。

第八章 会計

(収入)

第18条 この会の収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 各地域協議会の拠出会費
- (2) 財産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入等

2 拠出会費の算定方法については、会費規定を定める。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

付則

(施行)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

経歴

- | | | |
|-----|------------|---------------|
| 1 : | 平成23年4月 1日 | 施行 |
| 2 : | 平成23年4月27日 | 改訂 (副会長 人数) |
| 3 : | 平成26年4月22日 | 改訂 (組織 名称) |
| 4 : | 平成26年7月29日 | 改訂 (役員及び資格要件) |
| 5 : | 平成30年12月5日 | 改訂 (役員及び役員会) |